

児童扶養手当 特別児童扶養手当 制度のしおり

◎ 児童扶養手当とは・・・

父親がいないか、父親が廃疾等によりいないのと同じような家庭の児童の心身を、健やかに成長させるために、児童の母又は児童を養育している人に支給される手当です。ただし、この手当を受けようとする人が、障害福祉年金及び老齢福祉年金以外の公的年金を受けることができるときは、手当は支給されません。

▶対象となる児童

18歳未満又は、20歳未満で次のいずれかに該当する児童。

- ①父母が離婚した後、父親と別れて生活している児童。
- ②父が死亡した児童。
- ③父が廃疾の状態にある児童。
- ④父の生死が明らかでない児童。
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童。
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童。
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童。
- ⑧出生した当時の事情が不明な児童。

▶手当額

児童1人のとき 月額 21,500円
 児童2人のとき 月額 23,500円
 児童3人以上のときは、1人増えるごとに月額400円が加算されます。

◎ 特別児童手当とは・・・

身体又は、精神に障害のある児童の生活の向上に役立てるため、その児童を監護する父もしくは母又は父母にかわつて、その児童を養育している方に支給される手当です。

▶対象となる児童

20歳未満であつて、身体又は精神が重度の廃疾の状態にある児童又は中程度の廃疾の状態にある児童が支給対象となります。

1級月額 24,800円
 2級月額 16,500円

詳しくは、市福祉事務所社会係をおたずねください。

☎②2111 内線271

最低賃金の改正

山口県最低賃金が次のように改正されました。効力発生は、昭和53年12月1日からとなっています。

▶繊維工業又は衣服・その他の繊維製品製造業に係る業務に従事する者

○最低賃金 1日 2,565円

○時間賃金 1時間 321円

次に掲げる方については

①雇入れ後6月末満の者

②糸切り、ラベルはり、袋入れ、検反に伴う耳切り、汚れ落とし、折畳み又は清掃の業務に主として従事する者

○最低賃金 1日 2,430円

○時間賃金 1時間 304円

▶卸売業(代理商及び仲立業を含む)又は小売業(飲食店を除く)に係る業務に従事する者

○最低賃金 1日 2,685円

○時間賃金 1時間 336円

ただし、清掃、炊事等軽易な業務に主として従事する者については

○最低賃金 1日 2,565円

○時間賃金 1時間 321円

(山口労働基準局)

高額療養費つなぎ資金の貸付

高額療養費の支払いに困る人に、国民健康保険、社会保険などから支給される高額療養費を受けるまでのつなぎ資金として貸付けます。

▶貸付の対象

- ①長門市に1年以上住所を有する者。
- ②高額療養費の支給を受けることができる人で、その支出資金が緊急に必要であると認められる者。
- ③申請世帯の所得の合算額が生活保護基準の2倍に相当する額以下であるとき。

▶貸付額

①高額療養費の額に相当する額の10分9以内。

▶貸付利子……無利子とする

▶償還の方法……受領委任を受けた高額療養費を充てる。

▶提出書類

- ①高額療養費貸付申請書
- ②病院、医院の発行する療養請求書または領収書
- ③委任状(高額療養費の受領)または事業所等の保証書
- ④所得に関する証明書、住民票の写し、健康保険証

▶貸付実施日……12月1日から

申込み、問い合わせは、市福祉事務所社会係内、市社会福祉協議会へ

☎②2111 内線271

人権擁護委員に 気軽に相談を

みなさんが、日常の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなものか、わからなくて困ったりすることがあると思います。

このようなときは、近くの法務局や人権擁護委員に相談してください。このほか借地借家、離婚、扶養、相続などの相談にも応じます。相談は無料で、相談内容については秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。

人権相談を受けるところ……

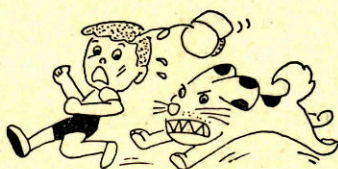
綿野秀雄さん (深川湯本)

☎(呼)⑥0158

山本義郎さん (板持3区)

☎②0791

犬は正しく飼いましょう!



犬を飼う人は、人や社会に迷惑をかけない心くばりが必要です

たばこは
市内で買いましょう

